

令和3年 第7回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和3年6月28日 午後3時00分から4時52分
2. 開催場所 201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛
5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	福島 茂雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀	主任	紫藤 花織

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和3年第7回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 福島 茂雄 委員 齊藤 貴作

11. 議決事項及び議事の要領

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請の1番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は横沼の登戸です。地目は田で、地積は213㎡です。譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は売買による所有権移転です。

農地の一部に草が伸びている場所があり、代理人を通じ、草を刈るよう指導しているところです。全部耕作要件については、譲受人の所有する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 栗原委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 譲渡人は高齢であり、農業を行うのが難しい状態です。譲受人は農業に従事しており、譲り受ける農地を適切に耕作するとのことです。以上のことから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 質疑等はございますか。

委 員 草刈り指導しているものの、まだ草刈りがされていない場所があるとのことですが、本委員会では許可相当という意見となった場合、今後どのように指導していくのですか。

事務局 現状で草刈りが行われていない場所がありますが、農地の管理は、現在の所有者が行うものであり、譲受人に落ち度があるものではありません。この案件では、今後譲受人が適切に耕作していけるかどうかを審議していますので、好ましくはありませんが、それを以て不許可とはいえないと考えます。

議 長 では、採決を行います。

農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。議案第24号は許可相当と決定します。

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請の1番から3番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、上吉田の出戸です。地目は田で、地積は310㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は、上吉田の寺ノ辺です。地目は畑で、地積は301.11㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は北峰の中原です。地目は畑で、地積は302.99㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしており、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番、2番 坂戸地区 松永委員 3番 入西地区 根本委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件については、譲渡人が農業をしていないため、所有している農地を順次手放しており、申請地の東側の土地についても住宅建築が進んでいます。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件の申請地は、草刈りがされ、農地として適正に管理されていました。しかしながら、譲渡人は会社勤めのため耕作はできず、土地を手放すことに決めました。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となっていて、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会

では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願ひします。

委員

3番案件については、農地として適正に管理されておりました。周辺には住宅地が広がり、生活排水は、合併浄化槽で処理した後、側溝放流となつていて、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願ひします。

議長

質疑等はございますか。

議長

ないようですので、採決を行います。
農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思ひますが、賛成の農業委員は挙手をお願ひします。

議長

全員一致と認めます。議案第25号は許可相当と決定します。

議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議長

議案第26号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請1番の案件について事務局より説明をお願ひします。

事務局

【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

事務局

1番案件の所在地は片柳の犬竹町です。地目は田で地積は988㎡です。当初事業計画者及び継承者は議案に記載のとおりです。変更の概要は事業の継承及び転用計画の変更で、運営店舗の敷地拡張です。

現地調査の結果、申請地は盛土されておりましたが、平成30年の事業計画変更申請許可後に当初事業計画者が盛土したものです。したがひまして、許可後に行われたものであるため、違反転用にあたらぬと考えます。

また、事業既存地内に使用していない建物があひ、撤去し事業用の施設を設置する計画です。砂利敷きの部分は雑種地となつておひます。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請目的が、第1種農地の不許可の例外である既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第36条に該当すると考えられます。また、一般基準を満たしておひ、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水については地下浸透となつておひ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長

担当地区より説明をお願ひします。

1番 坂戸地区 松永委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員

申請地の周辺には田が広がり、水路があります。既存地と申請地にも水路が通つているため、水の流れはどうなるのか、また、田の耕作には機械を利用するため、転用後にコンバインが通れるかについて事業継承者に聞き、双方に影響がない旨確認しました。

周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられるため、小委員会では計画の変更はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 質疑等はございますか。

委員 こちらの施設は、既存地の多くの部分で使用されていない場所がありますが、転用計画ではどのようになっているのですか。

事務局 全体的な計画は事業継承者から聞いております。
まず、既存地は3つの用途で使用されており、ガソリンスタンド、自動車整備工場及び塗装工場、砂利敷きの駐車場となっています。事業継承者は既存地の土地を購入しており、転用後は、ガソリンスタンドは事業を継続し、自動車整備工場及び塗装工場は建物を撤去して洗車機を設置します。砂利敷きの部分は、洗車後の自動車の拭上げスペースとする予定です。
また、申請地については、拭上げスペースが既存地では足りないため、そちらにあてる予定となっています。

委員 この変更申請が許可された場合、次回以降で転用許可申請が提出され、審議することになるのですか。また、現時点での申請地の所有権移転の有無について教えてください。

事務局 今回、本委員会で許可相当となった場合は、埼玉県に進達します。県で許可が出ましたら、第5条許可申請が提出されるかと思しますので、その際には委員の皆様へ審議をお願いすることになります。
今回の審議は、事業継承者が適当かどうかの審議ですので、現在のところ申請地の所有権は、当初事業計画者が所有しています。

議長 では、採決を行います。
農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請は、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。議案第26号は許可相当と決定します。

議案第27号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第27号 農用地利用集積計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 **【農用地利用権設定申出状況により説明】**
6月分の農用地利用権設定申出は新規のみで、2件、8筆、面積5,724㎡で、すべて農地中間管理事業分です。解約は一般分のみで、5件、11筆、6,432㎡のため、令和3年7月1日設定後の利用集積面積は、2,940,743.28㎡となります。
各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 ご質疑等はございますか。

議 長 質疑等が無いようですので、採決を行います。
農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思います
が、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。よって、議案第 27 号は、原案のとおり決定します。

議案第 28 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について

議 長 議案第 28 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について審議
します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 「農地等の最適化の推進に関する指針」（案）の目標値の設定については、令和
5 年度を目標年度としています。その理由としましては、「農林水産業・地域の活
力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）
で「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」
とされており、これに合わせています。

（詳細については添付資料により説明）

議 長 ご質疑等がございますか。

議 長 質疑等が無いようですので、採決を行います。
議案第 28 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）については、
原案のとおりと決定したいと思います
が、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。
よって、議案第 28 号は、原案のとおり決定します。

議案第 29 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）につ
いて及び議案第 30 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計
画（案）について

議長 議案第 29 号令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）に
ついて、及び議案第 30 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
については関連しますので一括上程し、議題といたします。
事務局より説明してください。

事務局 農業委員会は、運営の透明性を確保するため「農業委員会等に関する法律第 37
条」により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の
実施状況をインターネット等により公表するものと定められているため、本議案を
審議していただくものです。第 29 号議案は、前年度の目標に対する評価第 30 号
議案は、前年度の目標に対する評価をもとに、今年度の目標と活動計画を定めたも
のです。

（詳細については添付資料により説明）

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等がございますか。

委員 前年度の農地パトロールで遊休農地と判断した農地情報などは今年度の農地パトロールの際に把握できるようになっていますか。

事務局 前年度判断した農地の状況を農地パトロールの地図に落とし込めるよう工夫します。

議長 それでは、採決を行います。議案第29号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について及び議案第30号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、一括審査とし、原案のとおり決定したいと思います。これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。
よって、議案第29号及び議案第30号は原案のとおり決定いたします。

報告第7号 専決処分の報告について

議長 報告第7号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出8件、第4条の農地転用届出1件、第5条の農地転用届出10件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

次第5 その他

議長 次第5 その他について、事務局より説明してください。

事務局 その他について、資料により説明します。

議長 その他について、委員さんから何かありますか。
(質問・意見なし)

12. 閉会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和3年第7回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和3年6月28日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員